

岩手県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定を取り消した旨、報告があった。

令和6年5月24日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

1（1）市町村名 盛岡市

（2）指定を取り消した施設の名称 盛岡市就業改善センター、盛岡市立つなぎ老人憩いの家

2（1）市町村名 一関市

（2）指定を取り消した施設の名称 大東老人福祉センター、西口地区体育館、黄北ふれあいセンター、七日町交流センター、室根田茂木地区コミュニティセンター